

ならずは差支うと就職する事困難であるは目を見
 るよりし明かありまうゆ論を之若ゆ者には何の
 弊ししありませしかる職を得るうがめ来なければ
 止む無くおせよと説く遂に就職し得るおけ
 はなりませる殊に年まに階しとこつやう悲心持
 の社能んをたつんかうは社会に取こし官を果
 心に絶えぬ結果を来す事と考へらぬま
 急とは社会の官を社を定ましは居るまが大取
 理による非の横の結果を避けたらう失職
 の職への對して尤記の諸点について社に十分
 なる考慮を及ぼすのいありまう

尤記

一 常備職の解僱の場合には勤続一ヶ年未
 満の者は對しては日給二十五五分勤続一ヶ年
 以上の者は更に一ヶ年を毎月の日給十五
 五分を加算して支給せらるる
 二 勤続年数の對しては毎月三ヶ月以上は
 一ヶ年として計算定せらるる

二 年齢満期のたより五十五才の解僱する時
 合は年回に限りお條より年給を支給
 せらるる
 三 前二條の場合に於ける解僱については
 二週 同業に予定せらるる